

30人学級の実現を求める意見書

次代の社会を担う子どもたちの多様な資質・能力を最大限育成するためには、基礎的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育むなどの学力の重要な3つの要素を育成する新学習指導要領の着実な実施を図る必要がある。

こうした中、長時間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、児童・生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立させるためには、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、すべての子どもたちの学びを保障する指導体制を整備することが喫緊の課題である。よって、義務教育段階にある子どもたちに対して、身体的距離の確保をしっかりと行うとともに、子どもたち一人ひとりの個性に応じた、きめ細やかな対応ができるのが少人数学級である。豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化につながると共に、共生社会の実現に向けて、すべての子どもができるだけ共に学び、共に育つインクルーシブ教育を推進し、本市の「未来をつくる教育プラン」にある「それぞれの世界にはばたく“堺っ子”」の育成を進めていくうえで、少人数学級の更なる拡充が必要である。

令和2年5月1日現在の本市教育委員会の統計によれば、小学校においては38人を超えている学級は3年生から6年生において、国基準で10%、2年生は11%。35人を超えている学級は、国基準で2年生30%、3年生から6年生が29%、中学校においては38人超え学級が23%、35人超え学級は63%となっている。

義務教育段階における子どもたちの個別最適な学びを実現し、コロナ禍にあってもすべての子どもたちの安全な学びを保障するためには、学級規模を30人以下にする取り組みを計画的に進めていくことが求められる。これらを実現するためには、所要の教職員数や教室数の確保が必要となり、各都道府県及び政令指定都市においても、多額の財政負担を生じさせることが予想される。このような課題を解決するためには、義務教育の機会均等とその確保について責務を負う国において、所要の措置を講じるべきであると考えます。

よって政府は、学級編成基準の見直しと教職員定数の改善を図ると共に、教職員の増配置や学校施設の改修等に必要な財政措置を講じることにより、地方公共団体が所要の教職員及び教室の確保に見通しを持って、計画的に取り組むことができるような方策を示されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

堺市議会

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
教育再生担当大臣

各宛